

令和 6 年度

委託 第8号

学校浄化槽保守点検業務委託

仕様書

おいらせ町木ノ下小学校、木ノ下中学校 地内

おいらせ町

本仕様書は、その業務の概要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ軽微なものについては、委託者と協議の上、維持管理にあたるものとする。

1. 対象施設名

No.	学校名	住所	電話番号	備考
1	木ノ下小学校	おいらせ町 青葉六丁目50-184	0176-57-0222	3基
2	木ノ下中学校	おいらせ町 上久保22-2	0178-56-2245	2基

2. 委託業務期間

・委託期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

3. 委託業務内容等

- ・浄化槽の保守点検
(木ノ下小学校の161人槽の浄化槽は、2週間に1回以上点検)
- ・浄化槽汲取り清掃
- ・電気設備機器の点検
- ・流入管きよ等の点検
- ・浄化槽排水水質検査
- ・法定検査

4. 委託関係図書等の提出

- ・業務計画書
 - ：実施体制表
 - ：作業計画表
 - ：安全管理（安全管理体制表、安全管理事項、緊急連絡先等必要事項）
 - ：業務責任者届出書
 - ：業務担当者名簿
 - ：本業務に係る資格、許可証等の写し（以下に示す）
 - 浄化槽管理士・第二種電気工事士（電気設備の点検等）
 - 高圧洗浄技能士（污水管洗浄等）
 - 産業廃棄物収集運搬（排水槽の清掃土砂運搬）

5. 報告書等の提出

(1) 点検の結果、点検結果報告書を提出すること。

※ただし、当該委託を受けたものは別紙「点検等記録報告書要領書」に記載の項目を最低限盛り込み、必要とされる項目を網羅した結果報告書を事前に担当者と打ち合わせること。

- (2) 点検の結果又は改善の必要があると判断した場合は、書面により提出すること。異常個所の見積書の提出をすること。

6. その他

- (1) 委託料の支払いは、四半期毎の分割払いとする。
- (2) 業務の際は、児童、生徒の安全確保に留意すること。

7. 長期継続契約

ア) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、委託者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。

- (1) ア) の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受託者に通知するものとする。
- (2) ア) の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者は受託者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は委託者と受託者とが協議して定める。

イ) 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、委託者と受託者が協議により変更契約できるものとする。

8. 疑義

本仕様書に定めのない事項で疑義等が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ決定するものとする。また、業務に関する協議等については、打合簿により行うものとする。